平成２２年（フ）第３２９号
兵庫県川西市花屋敷山手町２番11号
債務者　伊藤　千浪
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５７２号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目27番22号、前住所
奈良県大和高田市大字根成柿380番地の１―B503号室
債務者　松岡　忠義
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６２０号
兵庫県西宮市東町２丁目４番２―109号
債務者　正木ミナエ
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６６９号
兵庫県尼崎市額田町18番１―314号、前住所
兵庫県尼崎市次屋３丁目７番19号
債務者　中井　　潤
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３５号
奈良県五條市住川町91番地の289
債務者　赤堀　智子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第３７号
奈良県五條市小和町1383番地
債務者　**籔**上　秀人
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第１１３号
鳥取県米子市目久美町340番地１サンリット202号
債務者　石橋　映子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１３７号
鳥取県西伯郡南部町天萬886番地３
債務者　加藤　博美
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第８５号
山口県岩国市川口町１丁目８番39号
債務者　米本　秋誠
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第３４８号
愛媛県松山市南吉田町634番地１　レジデンスＴＩ―A105号
債務者　谷　　悌造
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３８９号
愛媛県松山市立花４丁目５番17号
債務者　野本　慶一
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１０１号
福岡県飯塚市下三緒306番地　山本マンション３階38号
債務者　高辻　英光
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第３７７号
北九州市小倉北区江南町８番４―807号
債務者　永瀬小百合
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６６６号
福岡県遠賀郡遠賀町大字広渡2446番地の３
債務者　嶋田　祐弥
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６６８号
福岡県北九州市小倉北区上富野４丁目６番13―106号
債務者　山下　　孝
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６６９号
福岡県北九州市小倉北区上富野４丁目６番13―106号
債務者　山下智枝子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７１５号
北九州市若松区今光１丁目13番６号
債務者　渋谷　　勝
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７１７号
北九州市小倉南区津田新町１丁目18番31号
債務者　河野逢友美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部